

平成28年第1回教育委員会議事録

日 時 平成28年1月28日（木）午後2時45分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 中司委員

午後2時45分 開会

○山北委員長 大変遅くなって申し訳ありません。

ただいまから第1回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、中司委員、お願いします。

○中司委員 はい。

○山北委員長 日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら順次報告をお願いします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。庶務課に関する業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。昨年12月28日に仕事納め式、1月4日には、新年になりまして仕事初め式を開催いたしました。1月13日、市議会臨時議会が開催をいたしました。これは地方自治法第74条第1項の基づく条例制定請求がございまして、15日には総務委員会があり、住民投票の条例案について否決という形で本会議は終了いたしました。本日28日、教育委員会定例会でございます。次に、行事予定でございますけれども、2月、いよいよまた新年度の予算も含めて議会が始まります。2月17日に開会をいたしまして、18日は本年度の補正予算に係ります予算特別委員会が開催されます。22日、本会議で総体説明があり、新年度予算についての総体説明がございまして、2月23日、教育委員会定例会でございます。以上です。

○安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。業務報告でございますが、1月10日の平成28年尾道市成人式では、委員長のほか、各委員長の御出席をいただきまことにありがとうございました。本年は、対象者1,328人中945人の参加者、約71%でした。次に、行事予定でございますが、記載のとおりです。以上でございます。

○加來主幹（社会教育施設担当） 委員長、社会教育施設担当主幹。公民館と図書館の業務報告並びに行事予定の報告をさせていただきます。3ページをお開

きください。まず、公民館の業務報告ですが、1月17日に尾道市尾道市民センターむかいしまにおいて第7回尾道市公民館等交流囲碁大会を開催いたしました。行事予定ですが、2月16日に生涯学習課の主催で今年度2回目の尾道市図書館協議会を開催いたします。

4ページをお開きください。図書館について、順次指定管理者のから報告があった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告させていただきます。まず、中央図書館の業務報告ですが、記載のとおりでございます。行事予定については、企画展示として「青春18ブック！ヤングアダルト読書への旅～」と題し、中高生向きの図書を集めた展示を行います。

5ページをご覧ください。みつぎ子ども図書館の業務報告ですが、1月16日に御調中学校吹奏楽部によるニューイヤーコンサートを開催いたしました。行事予定については、記載のとおりでございます。瀬戸田図書館の業務報告ですが、企画展示として、今年のと、さるにちなんだ児童書やさる年生まれの作家の作品等の展示を行っております。行事予定につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。因島図書館の業務報告でございますが、記載のとおりでございます。行事予定ですが、1月31日に因島図書館冬の音楽祭と題し、地元の音楽家の方々によるコンサートを行います。

7ページをご覧ください。向島子ども図書館の業務報告ですが、地元にゆかりの方を中心に迎春絵画展と題し、掛け軸等を展示いたしました。行事予定については、記載のとおりでございます。以上でございます。

○細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをご覧ください。業務報告でございますが、記載のとおりでございます。次に、行事予定でございますが、記載のとおりでございます。なお、2月21日には因島体育協会主催により第36回いのしま健康マラソン大会が、因島アメニティー公園を発着点として3つのコースで開催されます。今年も例年どおり300名程度の市民の参加を見込んでおります。以上でございます。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告します。9ページをご覧ください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。業務報告につきましては、記載のとおりでございます。行事予定でございますが、2月5日から14日まで、第12回尾道市立大学美術学科卒業制作展を会期中無休で開催します。この制作展は、尾道市立大学の芸術文化学部美術学科の学生が制作した作品を展示するものでござ

います。次に、2月20日から3月6日まで第7回写真のまち尾道四季展を開催します。この展覧会は、作者の感性で尾道の風情を写真で表現した入賞作品を展示します。

圓鏢勝三彫刻美術館におきましては、記載のとおりでございます。

平山郁夫美術館におきましては、1月28日、本日から6月5日まで「平山郁夫が描く灼熱のシルクロード、日本の緑」を開催します。この展覧会は、自然と文化の対比を画伯が変わらぬ愛情を注ぎながら書いた平山芸術の原点である瀬戸内とシルクロードの作品を展示します。以上です。

○瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。学校経営企画課から業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをご覧ください。業務報告についてですが、1月8日金曜日、小・中学校校長会議ですが、このたびは委員長にも御講話いただきました。ありがとうございました。1月14日木曜日、教育ミーティングですが、県教育委員会の田坂参与様を初め県教育委員会から数名、午前中は因島南小学校と因島南中学校を訪問していただきました。因島南小学校においては生徒指導面で御心配いただいていたと思いますが、何とか落ちつきを取り戻しつつあると安心していただけたのではないかと考えております。因島南中学校においては、業務改善モデル校として教務事務支援員を配置いただいているところということもあり、県教育委員会学校経営支援課からもお越しいただきました。県内のモデル校の中で教職員のモチベーションが最も高い学校ということで高い評価をいただきました。午後からは、この会議室で教育長ミーティングを行い、市教育委員会から前回要望したことに対する回答等がありました。1月18日月曜日、学校経営サブリーダー研修会を行いました。1月25日月曜日の教務主任研修会については、大雪のため中止といたしました。続いて、行事予定について御報告いたします。2月2日火曜日、小・中学校校長会、2月24日水曜日、学校経営サブリーダー研修会です。以上です。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをご覧ください。初めに、業務報告ですが、記載のとおりです。続けて、行事予定です。1月29日、明日ですが、長江小学校の校外研究会とあわせて第3回授業力向上研修会、第2回研究主任研修会を開催いたします。午前中は、市内小・中学校の教育研究の取り組みをブース形式の発表で行います。午後は、尾道市教育委員会として思考力、表現力等を育成するために有効と考え、現在長江小学校に先進的に取り組んでいただいている学びのすべについての実践事例を示していただきます。こ

の研究会を通して市内の授業改善につなげていきたいと考えております。以下はご覧のとおりです。以上です。

○山北委員長 それでは、御質問、御意見ありますか。

美術館ですが、美術館運営委員会の報告を受けていて、来館者数が増えているという報告を受けていまして良い数字が出ていると思うのですが、この前新聞にさくら茶会が千光寺から下に移る。もうこの4月から移るのですか、この4月から。来館者数の増加を期待できたのに、これで減りますね。美術館の運営の努力とは別な意味で、着物姿の人たちが入ってくるのが減るので来館者数は少し減るかもしれませんが、それにはめげずにその辺はよく理解をして、ひとつ気にせずいい企画を立ててください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 それでは、ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第1号、市長が定める「尾道市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第1号、市長が定める「尾道市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出について御説明させていただきます。議案集12ページをお開きください。本議案は、尾道市長が市議会へ上記の条例を提出することにつきまして、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。13ページをご覧ください。条例改正の内容でございますけれども、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整理に関する政令により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正され、幼・保連携型認定こども園の学校医等の公務災害に係る補償は地方公共団体の長が行うこととされました。このことに伴い、幼・保連携型認定こども園の学校医等に係る補償に当たっては市長を実施機関とすることを加えるとともに、この条例に関し必要な事項は教育委員会規則に定め、幼・保連携型認定こども園の学校医等に係る補償に関しては規則で定めることと改めたものでございます。14ページに新旧対照表等を掲載しておりますので、御確認ください。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 山北委員長** 御質問、御意見ありますか。条例修正ということなのですが。
- 中司委員** 済みません、旧と新と照らし合わせて、具体的にどう違うのかということをもう少しわかりやすく教えてください。
- 信藤庶務課長** 委員長、庶務課長。具体的には、幼・保連携型認定こども園の所管が市長部局に属するものではございますので、その部分については市長のほうの権限ということに整理をさせてもらったものでございます。
- 中司委員** それ以外は教育委員会という。はい、わかりました。ありがとうございました。
- 山北委員長** それでは、ほかに御質問、御意見は。
ないようですので、これより議案第1号を採決いたします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 山北委員長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号、市長が定める「尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出について、議案第3号、市長が定める「尾道市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出について、議案第4号、市長が定める「尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出について、議案第5号、市長が定める「尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを一括して議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

- 信藤庶務課長** 委員長、庶務課長。それでは、議案第2号、市長が定める「尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてから議案第5号、市長が定める「尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてまでの4議案を一括して御説明をいたします。これらの4議案は、いずれも尾道市立幼稚園及び小学校の統廃合に伴い、尾道市長が関係条例の一部改正する条例案を市議会に提出することにつきまして、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

議案集の15ページ以降をご覧ください。まず、議案第2号、市長が定める「尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてでございます。この条例案は、尾道北部4小学校の統合にかかわるものでございます。昨年12月24日の教育委員会議におきまして、木頃小学校、木ノ庄西小学校、木ノ庄東小学校及び原田小学校の4校を統合し、新設校を開校する

ことにつきまして方針決定をいただいております。新設する学校の名称につきましては、同日の夜、地域や保護者の代表の皆様にご参集をいただきまして、通学区域である美ノ郷町、木ノ庄町及び原田町の頭文字をつなげた美木原小学校ではどうかということをご提案させていただき、御承認いただきました。したがって、現在の4小学校を平成29年3月末をもって閉校し、平成29年4月1日に設置する統合後の小学校の名称を美木原小学校とするものでございます。18ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をください。

次に、議案第3号、市長が定める「尾道市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてでございます。議案集の20ページ以降をご覧ください。新設校として生まれ変わる木頃小学校の名称を美木原小学校に置き換え、学校施設等の使用について規定するとともに、閉校する2校の学校施設等について、旧施設として引き続き使用することを規定するものでございます。なお、原田小学校の屋内運動場につきましては中学校の施設として位置づけられておりましたので、旧原田中学校のまま変更は生じません。また、旧三庄小学校の屋内運動場については解体撤去をする予定でございますので、施設の廃止を規定しております。22ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、議案第4号、市長が定める「尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてでございます。議案集の23ページ以降をご覧ください。この条例案は、まず1点目として、本年度末をもって中庄幼稚園を廃園するものでございます。なお、尾道市教育保育施設再編計画に基づき、同地域には来年度新たに私立の因島北認定こども園が開園されます。中庄幼稚園の園児の受け皿となるとともに、幼・保一体型の就学前教育施設が開園することで当該地域の子育て環境の充実が図られるものと期待をしております。2点目といたしまして、平成29年度の尾道北部4小学校の統合に連動しまして木頃、木ノ庄西、木ノ庄東及び原田幼稚園を統合し、この受け皿として木ノ庄東幼稚園を存続させるものでございます。なお、この条例案におきましては、過去の学校教育法の一部改正に伴う引用規定を改正すべきところを漏れが判明しましたので、今回あわせて整理をさせていただいております。26ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

最後になりましたが、議案第5号、市長が定める「尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてでございます。議案集の27ページ以降をご覧ください。この条例案は、尾道北部4小学校及び幼稚園の統合に伴い、栗原北学校給食共同調理場から提供する学校給食

の対象範囲を改めるものでございます。30ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をください。以上、4議案につきまして、御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○**山北委員長** ありがとうございます。4議案の一括審議です。議案自体は条例文を修正ですが、長いことかかりました統廃合のスタートが、まさに議案として美木原小学校が出てきたというところで感慨深いものがあります。複式学級の防止というか中止というか、それを子供教育の一番の重要課題として置いての統廃合が、地域や保護者の皆さんの御理解をもってここまで来たというのは感慨深いものがあります。スタートですけれども、新しい学校になれていただくためにも、学校担当者が今までの経過も十分にこれからもあわせて説明しながら、新しい学校をこうした条例案を通しながら広めていってもらいたいと思います。

それでは、4案の一括審議について、ほかに御質疑、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** それでは、ないようですので、これより議案第2号から議案第5号までを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第6号は…。

○**佐藤教育長** ちょっと取り下げさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○**山北委員長** わかりました。議案第6号は、取り下げとします。

これについては事前で勉強会等をしておりまして、今日会議が遅れたのもこのためですが、市民の皆さんの負担が増えるような議案の提案ですので、もう少し精査をして納得の上、もう一度議案を審議したいと思いますので、教育長の議案取り下げを承認させていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** はい、ありがとうございます。

それでは、議案第7号、市長が定める「おのみち生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○**安保生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。議案集の34ページをお開きくださ

い。議案第7号、市長が定める「おのみち生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを御説明申し上げます。提案理由でございますが、教育委員会の意見を申し出るためのものがございます。条例改正の内容でございますが、おのみち生涯学習センターの研修室4を廃止するものがございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○**山北委員長** 4がなくなって何になるということはないのですか。

○**安生生涯学習課長** 委員長、生涯学習課長。まず、研修室4の利用実態が25年度から約3年間ないということで、ほかの部署から倉庫が足りないので倉庫を探しておられることがありまして、利活用させていただきますという申し出があって、このたび検討しました。

○**山北委員長** わかりました。現場の皆さんの利用のいいように。

それでは、御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** ないようですので、これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

議案第8号、市長が定める「尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○**細谷因島瀬戸田地域教育課長** 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。議案第8号、市長が定める「尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出について御説明いたします。議案集38ページをお開きください。本案は、尾道市長が市議会へ尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を提案することに対しまして、教育委員会に意見を申し出るためのものがございます。改正の内容は、39ページに条例案を記載しておりますが、尾道市市民スポーツ広場に田熊市民スポーツ広場と東生口市民スポーツ広場を加えるものです。田熊市民スポーツ広場は、今年度旧田熊小学校校舎の解体が完了いたしますので、学校施設等使用条例の規定から旧田熊小学校を削り、グラウンド、夜間照明、体育館を市民スポーツ広場として規定するものがございます。また、東生口市民スポーツ広場は、旧東生口小学校のグラウンドと夜間照明が今後の東生口公民館建設の途中でも使用可能

であることが判明いたしましたので、一旦学校施設等使用条例の規定から削除しておりましたものを、このたび新たに市民スポーツ広場として規定するものでございます。41ページから42ページに新旧対照表等を記載しておりますので、御参考にご覧ください。条例施行日は、平成28年4月1日からとしております。以上、改正の概要を御説明いたしました。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○山北委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第9号、「公の施設の指定管理者の指定について」に対する意見の申し出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。議案集43ページをお開きください。議案第9号、「公の施設の指定管理者の指定について」に対する意見の申し出についてでございますが、本議案は尾道市長が公の施設の指定管理の指定についての議案を市議会に提出するため、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、教育委員会の意見を申し出るためのものがございます。提案理由でございますが、平山郁夫美術館について指定管理者を指定するものがございます。指定管理者に管理を行わせる施設の名称は平山郁夫美術館、指定管理者は公益財団法人平山郁夫美術館理事長平谷祐宏でございます。指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。公益財団法人平山郁夫美術館の概要、事業計画、収支計画書におきましては、45ページから50ページを御参照ください。御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○山北委員長 議案第9号について御質問、御意見よろしいでしょうか。

指定管理としては、これ以上の選択肢はないと思います。平山美術館については、日本全国数ある美術館の中で、少し入館者数は減少しているが出張展示会等で収入があり、安定した経営をされているというのは高く評価できます。引き続きやっていただきたい指定管理者だなと私は思います。

ほかに御質問、御意見ありましたら。

○佐藤教育長 自分の記憶が定かでないので委員さんにもお伝え願えればと思い

ますが、5年間の債務負担行為の額、指定管理上の額、それは0でよかった。

○村上美術館副館長 はい、そうです。

○佐藤教育長 ですから、黒字経営なので市のほうからの指定管理料はないということです。

○山北委員長 ただ、施設修繕費で相当お金は使いましたよね。空調設備当、それは市の施設ですから当たり前のことで、安全・安心という意味でも当たり前ですが、行政とどこまでの負担かという正当性は確認しながらやってください。大切な位置にある美術館ですから。

それでは、議案第9号について御質問、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 では、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第10号、尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会の答申及び美術振興小林和作基金運用規則第2条第3項に係る平成27年度被表彰者についてを議題といたします。資料は事前に委員で作品等見させていただいたので、その上での説明をお願いします。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。それでは、議案集51ページをお開きください。議案第10号、尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会の答申及び美術振興小林和作基金運用規則第2条第3項に係る平成27年度の被表彰者についてでございますが、本議案は尾道市立美術館協議会美術振興小林和作基金運用委員会から1月10日付で小林和作奨励賞の被表彰者について答申があり、同答申に基づき次の者を表彰し奨励金を交付したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。被表彰者の氏名は田中夕菘、所属は尾道市立大学大学院美術研究科絵画研究分野油画1年でございます。提案理由でございますが、尾道市立美術館協議会へ諮問していた被表彰者について、52ページにございます別紙答申により推薦を受けたので、美術振興小林和作基金運用要項第2条の規定により決定しようとするものでございます。御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○山北委員長 小林和作の基金によって、お二人を表彰する2つの表彰がありまして、一つは小林和作賞、そして二つ目が小林和作奨励賞ということで、今回は、そのうちの奨励賞の発表ということですね。小林和作賞は、11月の和作忌

のときに西國寺で表彰させていただきました。今回の奨励賞の表彰は、いつものとおり美術館ですが、いつやるのでしたかね。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。表彰は、展覧会開催して2日目、2月6日土曜日の午後1時から開催する予定になっております。

○山北委員長 尾道大学の卒展だったですか。

○村上美術館副館長 はい、卒業制作展のときに。

○山北委員長 できるだけ行ってあげて奨励賞の人の受賞をお祝いしてあげたいと思います。この奨励賞に関しては、小林和作基金の運用委員会から代表者が尾道市立大学の芸術学部へ行って審議に加わっています。一つの作品ではなくて今までの学業も含めた作品を評価して先生方に選んでいただいていますので、システムとしては十分な評価だろうと思っています。また、今まで十何人だったか、3分の1ぐらいはまだ尾道におられるのかな。大学院を卒業されて、尾道で美術活動されている人も何名かおられると思います。この人も尾道の人ですね。

○村上美術館副館長 委員長、美術館副館長。今回の田中夕菫さんは尾道市の出身、今もお住まいの方でございます。

○山北委員長 尾道市の方だから、また尾道市の美術活動に貢献してもらえればありがたいと思います。以上、何かありますか。

○村井委員 去年の秋に因北中学校で尾道大学の大学院の美術科の学生を8人招いて、体育館で大きな畳が何枚分かぐらいの油絵を飾ったり、パフォーマンスで校長先生が真ん中でモデルになって10分でデッサンをしなさいということがあって、私行かせてもらいました。生でそういう絵を見ることもないし、子供にいい刺激になったのではないかということです。この中に田中さんおられまして、なかなか力強いデッサンをされておりました。そのときお話聞いたら向島の出身で、ほかの方は大体よそから来ている人が多いのですが、家から通えて、もともと家が好きだったので家から通えてこういう好きな絵が描けるのは非常に幸せだと言われていました。なかなか優秀な感じの人だったので、私たまたま会ったことがあるので報告させていただきます。

○山北委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 それでは、ないようですので、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに

決しました。

次に、議案第11号、尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱等についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。議案第11号、尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱等について御説明申し上げます。54ページ、55ページをご覧ください。本議案は、尾道市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部解嘱に伴い、別紙3名の委員の委嘱及び任命を行おうとするものでございます。新たな委員の委嘱機関は、平成28年2月1日から平成28年12月31日まででございます。具体的には、委員の新任が3名でございます。委員の人数は、昨年度と同様11名でございます。3名の新任につきましては、人事異動により前任者が尾道市いじめ問題対策連絡協議会規則第3条に定める種別に該当しなくなったため、新たに解職及び委嘱をするものでございます。まず、男女比と平均年齢についてですが、男女比は男性9名、女性2名でございます。この男女比の偏りについてですが、委員は警察署、法務局、PTA連合会、小・中学校教育研究会生徒指導部会等から選出していただいております。各組織における全体の男女比に偏りがあることも女性委員の増員へのネックとなっておりますが、現在市においても進めていることでございますので、今後各機関への働きかけにより女性委員の増に努めたいと考えております。平均年齢は55.4歳となっております、昨年度と比べ、平均年齢が0.8歳ほど上がっております。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○**山北委員長** 警察署課長の異動はわかるけれども、先生も異動したのですか。

○**杉原教育指導課長** 委員長、教育指導課長。これは、本来27年4月1日で人事異動がございましたので、その時期に異動があったことに伴って解職及び委嘱をするのが本来でございますが、このたびの解職及び委嘱ということにさせていただきます。

○**山北委員長** 先生も異動は生徒指導部会長になった人を後任で充てたということではないのですか。

御質問、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** ないようですので、これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山北委員長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。ほかに何かありますか。

○中司委員 インフルエンザなどの学級閉鎖は、今はどのような状況か教えてください。

○杉原教育指導課長 委員長、教育指導課長。インフルエンザによる状況でございますが、今手元に資料がございませんので正確なことは申し上げられませんけれども、先週複数の小学校でインフルエンザが発症したために学級閉鎖等が行われたということがございました。その後のインフルエンザの罹患者の明らかな増員というのは、現在のところは認められておりません。ただ、昨日県からも注意報が出ておりますので、学校については引き続き注意喚起を行ってまいります。

○中司委員 うがい、手洗いの励行などもよろしく願いいたします。

○山北委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山北委員長 ないようですので、以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

次回の定例教育委員会は2月23日ですが、今日議案をもう一度精査するというので1項目審査しておりませんので、そのための臨時の委員会の開会というのは予定をしておりますが、まだ日程は決まっております。どちらにしても、次の委員会までにはしたいということで、この審議で開会が遅れたことをおわび申し上げます。できるだけ精査をして市民の負託に応えたいというところを御理解ください。

それでは、以上をもって閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時30分 閉会